

令和4年1月25日

石川県鮪商生活衛生同業組合 御中

石川県企画振興部企画課  
石川県商工労働部経営支援課

新型コロナウイルス感染拡大防止にかかる  
飲食店への営業時間の短縮要請について

日頃、本県行政の推進について、ご理解、ご協力いただき厚くお礼申し上げます。

本日、本県へのまん延防止等重点措置の適用が決定されたことを受け、下記のとおり、飲食店への営業時間短縮要請を実施することといたしました。

また、県の要請に応じて、全期間協力いただける店舗に対し、協力金を支給することとしております。

つきましては、貴組合員の皆様への周知に関して、特段のご協力及びご配慮いただきますようよろしくお願いいたします。

記

- 1 期 間 令和4年1月27日（木）から2月20日（日）まで
- 2 区 域 県内全域
- 3 対 象 食品衛生法上の営業許可を取得している飲食店  
（カラオケ店、バー等含む。）  
※宅配・テイクアウトを除く

4 要請内容等

(1) 営業時間の時短要請等（特措法第31条の6第1項）

【いしかわ新型コロナ対策認証店（下記のいずれかを選択）】

①営業時間5時～21時（酒類提供20時まで可）を選択された方  
協力金

中小企業 2.5～7.5万円／日

大企業 1日あたりの売上高の減少額×0.4（上限20万円又は1日あたり売上高×0.3のいずれか低い額）  
（中小企業も選択可）

②営業時間 5 時～20 時（酒類提供は終日自粛※）を選択された方  
※利用者による酒類の店内持込を含む

協力金

中小企業 3～10 万円／日

大企業 1 日あたりの売上高の減少額×0.4（上限 20 万円）  
（中小企業も選択可）

【その他】

・営業時間 5 時～20 時

酒類提供 終日、提供自粛（利用者による酒類の店内持込を含む）

協力金

中小企業 3～10 万円／日

大企業 1 日あたりの売上高の減少額×0.4（上限 20 万円）  
（中小企業も選択可）

（2）会食人数の制限（特措法第 24 条第 9 項）

同一グループの同一テーブルでの会食は 4 人以下

（全ての飲食店が対象）

※ワクチン・検査パッケージの適用、対象者全員検査の実施による人数制限の緩和は行わない

（協力金や融資等、お問い合わせ先）

石川県事業者支援ワンストップコールセンター

（1）開設時間 9：00～18：00（土日祝日含む毎日）

（2）連絡先 076（225）1920